



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- \*28 和歌山県職員倫理規則の一部を改正する規則 (監察査察課) ..... 1
- \*29 和歌山県災害対策本部規則の一部を改正する規則 (災害対策課) ..... 2
- \*30 和歌山県国際交流センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則 (国際課) ..... 3
- \*31 和歌山県工業技術センター受託研究規則の一部を改正する規則 (産業技術政策課) ..... 4
- \*32 和歌山県林道事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則 (道路建設課) ..... 4
- \*33 和歌山県マリーナ条例施行規則の一部を改正する規則 (港湾空港振興課) ..... 9

○ 教育委員会規則

- \*4 和歌山県教育委員会教職員倫理規則の一部を改正する規則 ..... 13

## 規 則

和歌山県規則第28号

和歌山県職員倫理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県職員倫理規則の一部を改正する規則

和歌山県職員倫理規則(昭和19年和歌山県規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別記第1号様式(第7条関係) 略 届 出 書 略 職氏名 _____	別記第1号様式(第7条関係) 略 届 出 書 略 職氏名 ㊦ _____
別記第2号様式(第10条関係) 略 届 出 書 略 職氏名 _____	別記第2号様式(第10条関係) 略 届 出 書 略 職氏名 ㊦ _____
別記第3号様式(第10条関係) 略 届 出 書 略 職氏名 _____	別記第3号様式(第10条関係) 略 届 出 書 略 職氏名 ㊦ _____
別記第4号様式(第13条、第14条関係) 略 贈 与 等 報 告 書 略 職氏名 _____	別記第4号様式(第13条及び第14条関係) 略 贈 与 等 報 告 書 略 職氏名 ㊦ _____

別記第5号様式 (第15条関係)  
略  
所得等報告書  
略  
職氏名

別記第5号様式 (第15条関係)  
略  
所得等報告書  
略  
職氏名

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

和歌山県規則第29号

和歌山県災害対策本部規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県災害対策本部規則の一部を改正する規則

和歌山県災害対策本部規則 (昭和38年和歌山県規則第15号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第1 (第5条関係) 和歌山県災害対策本部総合統制室の編成及び事務分掌				別表第1 (第5条関係) 和歌山県災害対策本部総合統制室の編成及び事務分掌			
室名	室長 副室長	事務分 担者 (室員)	事務分掌	室名	室長 副室長	事務分 担者 (室員)	事務分掌
総合統制室	略	略	1～9 略 10 自衛隊の派遣要請、受入れ及び活動調整に関する事 11 緊急消防援助隊の派遣要請、受入れ及び活動調整に関する事 12 海上保安庁への要請、受入れ及び活動調整に関する事 13～15 略 16 応援ヘリコプターの要請、受入れ及び活動調整に関する事 17・18 略 19 燃料供給施設の被害状況の情報収集並びに燃料需要の取りまとめ及び燃料供給に係る災害応急対策に関する事 20 電気、通信、上水道、都市ガス等の被害状況の情報収集及び災害応急対策に関する事 21～37 略	総合統制室	略	略	1～9 略 10 自衛隊の派遣要請、受入れ及び活動調整に関する事 11 緊急消防援助隊の派遣要請、受入れ及び活動調整に関する事 12 海上保安庁への要請、受入れ及び活動調整に関する事 13～15 略 16 応援ヘリコプターの要請、受入れ及び活動調整に関する事 17・18 略 19 燃料供給施設に係る被害状況の収集並びに燃料需要の取りまとめ及び燃料供給に係る災害応急対策に関する事 20 電気、通信、上水道、都市ガス等に係る被害状況の収集及び災害応急対策に関する事 21～37 略

別表第2知事室部の部中

「広報課長」を「広報課長 (部長付) 広域連携担当参事」に改め、

同表環境生活部の部中

「食品安全参事」を「食品安全参事 (行政組織規則第7条第1項の表に掲げる環境生活部に属する参事に限る。 ) 」に改め、

同部食品・生活衛生班の項事務分掌の欄7を削り、同欄8を同欄7とし、同表福祉保健部の部高齢者支援班の項事務分掌の欄2中「に係る被災状況」を「の被災状況」に、同欄3中「に係る被害状況」を「の被害状況」に改め、同部医務班の項中

「医務課長 (副班長) 公立大学法人 室長」を「医務課長」に、「医務課員 公立大学法人 室員」を「医務課員」に改め、

同表商工観光労働部の部 (幹事班) 商工観光労働総務班の項中

「償還指導室長 PFI推進室 長」を「償還指導室長」に、「償還指導室員 PFI推進室 員」を「償還指導室員」に改め、

同部観光班の項事務分掌の欄3を同欄4とし、同欄2の次に次のように加える。

3 宿泊施設への避難者の受入れに関すること。

別表第2会計部の部 (幹事班) 会計班の項事務分掌の欄中4を次のように改める。

4 財務会計システムの被害状況の情報収集及び応急復旧対策に関すること。

別表第2教育部の部 (幹事班) 教育総務班の項事務分掌の欄10中「受付・職員割当及び移動手段・宿舍確保」を「受入れ及び割当並びに移動手段及び宿舍確保」に改め、同欄14中「受付」を「受入れ」に改める。

別表第6に次のように加える。

総合運動公園 (サン・ナンタラランド) 多目的グラウンド及び駐車場	東牟婁郡串本町サンゴ台1105番地
-----------------------------------	-------------------

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

和歌山県規則第30号

和歌山県国際交流センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県国際交流センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県国際交流センター設置及び管理条例施行規則 (平成17年和歌山県規則第82号) の一部を次のよ

うに改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別記様式 (第 6 条関係) 和歌山県国際交流センター指定管理者 指定申請書 略 代表者の氏名 _____ 略	別記様式 (第 6 条関係) 和歌山県国際交流センター指定管理者 指定申請書 略 代表者の氏名 _____ 印 略

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

**和歌山県規則第31号**

和歌山県工業技術センター受託研究規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県工業技術センター受託研究規則の一部を改正する規則

和歌山県工業技術センター受託研究規則 (昭和30年和歌山県規則第9号) の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「別記第1号様式」を「別記第1号様式 (第2条関係)」に、「殿」を「様」に、「氏名 \_\_\_\_\_ ㊟」を「氏 名 \_\_\_\_\_」に改める。

別記第2号様式中「別記第2号様式」を「別記第2号様式 (第2条関係)」に、「殿」を「様」に、「氏名 \_\_\_\_\_ ㊟」を「氏 名 \_\_\_\_\_」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**和歌山県規則第32号**

和歌山県林道事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県林道事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県林道事業分担金徴収条例施行規則 (昭和30年和歌山県規則第7号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第 1 条 この規則は、和歌山県林道事業分担金徴収条例 (昭和29年和歌山県条例第44号) 第 4 条の規定に <u>基づき</u> 、同条例の施行について必要な事項を定めることを目的とする。	第 1 条 この規則は、和歌山県林道事業分担金徴収条例 (昭和29年和歌山県条例第44号) 第 4 条の規定に <u>基き</u> 、同条例の施行について必要な事項を定めることを目的とする。
第 2 条 県が行う林道開発事業 (以下「事業」という。) の施行を希望する森林組合 (以下「組合」という。) は、申請書 (別記第 1 号様式)	第 2 条 県が行う林道開発事業 (以下「事業」という。) の施行を希望する森林組合 (以下「組合」という。) は、申請書 (別記第 1 号様式)

に生産計画書(別記第2号様式)及び地元承諾書(別記第3号様式)を添えて事業を施行しようとする年度の開始する年の前年12月末日までに知事に提出しなければならない。

第4条 知事は、その指定する期限までに分担金を納入しない組合に対しては、前条の決定通知を取り消し、又は工事を中止することがある。

第5条 この規則に定めるもののほか、分担金の徴収及び事業の実施について必要な事項は、その都度知事が別に定める。

)に生産計画書(別記第2号様式)および地元承諾書(別記第3号様式)を添えて事業を施行しようとする年度の開始する年の前年12月末日までに知事に提出しなければならない。

第4条 知事は、その指定する期限までに分担金を納入しない組合に対しては、前条の決定通知を取消し、または工事を中止することがある。

第5条 この規則に定めるもののほか、分担金の徴収および事業の実施について必要な事項は、そのつど知事が別に定める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式 (第2条関係)

## 県林道事業施行申請書

- |   |        |      |      |      |    |   |    |
|---|--------|------|------|------|----|---|----|
| 1 | 施行箇所   | 自    | 郡(市) | 村(町) | 大字 | 字 | 番地 |
|   |        | 至    | 郡(市) | 村(町) | 大字 | 字 | 番地 |
| 2 | 施行希望年度 |      | 年度   |      |    |   |    |
| 3 | 路線名    |      |      |      |    |   |    |
| 4 | 幅員及び延長 | メートル |      | メートル |    |   |    |
| 5 | 概算工事費  |      |      |      |    |   |    |

上記林道事業を県において施行して下さるよう申請します。

年 月 日

森林組合長

氏 名

和歌山県知事 様

## 注

- 1 申請書には縮尺5万分の1の位置図を添付し、これに予定路線を赤字をもって記入し、利用区域を黄色をもって明示すること。
- 2 1のほか縮尺1,000分の1程度の予定路線の見取図(予定路線付近の道路、林道、地形、林相、工作物等を表示したもの。)を添付すること。

別記第2号様式中「別記第2号様式」を「別記第2号様式(第2条関係)」に改める。

別記第3号様式を次のように改める。

別記第3号様式 (第2条関係)

地 元 承 諾 書

年 月 日

森林組合長

氏 名

和歌山県知事 様

和歌山県 林道事業の施行について次のとおり承諾します。

- 1 県が開設する 林道は、当方で維持管理すること。
- 2 林道開設工事において、林道の位置、延長、幅員が県の設計により変更があっても異議は申し立てないこと。
- 3 県が測量調査、工事の準備、工事の監督等のため関係地内に立ち入り又は支障木の伐採あるいは工作物を損傷した場合の利害関係者に対する責任は、一切当方において負担すること。
- 4 林道用地、地上物件等の補償等は、当方において負担すること。
- 5 県に納入する地元分担金は、県の指示により必ず納入すること。



附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

和歌山県規則第33号

和歌山県マリーナ条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県マリーナ条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県マリーナ条例施行規則 (平成7年和歌山県規則第12号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(使用料の納入)</p> <p>第7条 条例第7条第1項及び第20条第6項に規定する使用料は、<u>知事が指定した期限までにその全額を納入しなければならない。ただし、知事が認めるときは、船舶保管施設の専用使用に係る使用料については分割して納入することができる。</u></p> <p>2 条例第4条第1項に規定する行為に係る使用料又は条例第6条第1項に規定する工作物その他の設備の設置に係る使用料は、<u>知事が指定した期限までに納入しなければならない。ただし、あらかじめ特別納付承認申請書 (別記第4号様式) を知事に提出し、その承認を得たときは、この限りでない。</u></p> <p>3 条例第7条第2項及び条例第20条第7項の規定により準用する同条第5項の規定による使用料の減免を受けようとする者は、<u>その理由を記載した使用料減免申請書 (別記第5号様式) を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(指定の申請)</p> <p>第14条 条例第13条の申請書の様式は、<u>ディンギーマリーナ指定管理者指定申請書 (別記第6号様式) 又はクルーザーマリーナ指定管理者指定申請書 (別記第7号様式) によるものとする。</u></p> <p>2 略</p> <p>第15条 略</p> <p>(使用許可の申請)</p> <p>第16条 <u>利用許可に関する業務を指定管理者が行うことができない場合において、条例第18条第1項の規定による許可を受けようとする者は、有料施設使用許可申請書 (別記第8号様式) を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>第17条・第18条 略</p>	<p>(使用料の納入)</p> <p>第7条 条例第7条第1項及び第20条第6項に規定する使用料は、<u>有料施設の使用の許可の際にその全額を納入しなければならない。ただし、知事が認めるときは、船舶保管施設の専用使用に係る使用料については分割して納入することができる。</u></p> <p>2 条例第4条第1項に規定する行為に係る使用料又は条例第6条第1項に規定する工作物その他の設備の設置に係る使用料は、<u>前納しなければならない。ただし、あらかじめ特別納付承認申請書 (別記第4号様式) を知事に提出し、その承認を得たときは、この限りでない。</u></p> <p>(指定の申請)</p> <p>第14条 条例第13条の申請書の様式は、<u>ディンギーマリーナ指定管理者指定申請書 (別記第5号様式) 又はクルーザーマリーナ指定管理者指定申請書 (別記第6号様式) によるものとする。</u></p> <p>2 略</p> <p>第15条 略</p> <p>第16条・第17条 略</p>

別記第3号様式及び別記第4号様式中「氏 名 印」を「氏 名」に改める。

別記第6号様式中「代表者の氏名 印」を「代表者の氏名」に改め、同様式を別記第7号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第8号様式 (第16条関係)

* 受付年月日	
* 受付番号	
* 許可番号	

有料施設使用許可申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

下記のとおり有料施設を使用したいので、和歌山県マリーナ条例第18条第1項の規定により申請します。

記

種 別	1 船舶保管施設 ( デインギーヨット ・ デインギーヨット以外の艇 ) 2 係留施設 3 上下架施設 4 洗艇場 5 シャワー 6 ロッカー 7 会議室 1 会議室 2 会議室 3		
船 名		船 種	
艇 長 ( 実 測 )		船 幅	
総 ト ン 数		船 舶 番 号	
使 用 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで 時 分		
※ 使 用 料			

注

- 1 該当する種別の番号等を○で囲むこと。
- 2 ※印欄は、記入しないこと。

添付書類

- 1 船舶登録又は小型船舶検査機構検査済証の写し (種別1・2・3・4の場合)
- 2 申請者の住民票又は法人の登記事項証明書 (いずれも、3か月以内に発行されたものに限る。)の写し (種別1・2の場合)
- 3 船舶の全体写真 (種別1・2の場合)
- 4 その他知事が必要と認める書類

別記第5号様式中「代表者の氏名 印」を「代表者の氏名」  
に改め、同様式を別記第6号様式とし、別記第4号様式の次に次の1様式を加える。

別記第5号様式 (第7条関係)

使用料減免申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

下記のとおり使用料の減免を受けたいので、和歌山県マリーナ条例施行規則第7条第3項の規定により申請します。

記

種 別	1 物品の販売 2 興業、展示会、競技会、講習会 3 その他知事が指定する行為 4 マリーナ施設用地 5 船舶保管施設 ( ディンギーヨット・ディンギーヨット以外の艇 ) 6 係留施設 7 上下架施設 8 洗艇場 9 シャワー 10 ロッカー 11 会議室1 会議室2 会議室3
使 用 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで 時 分
減免を受けようとする額	
減免を受けようとする理由	
備 考	

注 該当する種別の番号等を○で囲むこと。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第4号

和歌山県教育委員会教職員倫理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

和歌山県教育委員会教職員倫理規則の一部を改正する規則

和歌山県教育委員会教職員倫理規則（平成20年和歌山県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表（第7条関係） 略 <u>公益財団法人和歌山県救急医療情報センター</u> <u>公益財団法人和歌山県栽培漁業協会</u> 略	別表（第7条関係） 略 <u>公益財団法人和歌山県救急医療情報センター</u> <u>公益財団法人和歌山県地域地場産業振興センタ</u> <u>ー</u> <u>公益財団法人和歌山県栽培漁業協会</u> 略
別記第1号様式（第7条関係） 略 届 出 書 略 職氏名 _____ 略	別記第1号様式（第7条関係） 略 届 出 書 略 職氏名 _____ ㊦ 略
別記第2号様式（第10条関係） 略 届 出 書 略 職氏名 _____ 略	別記第2号様式（第10条関係） 略 届 出 書 略 職氏名 _____ ㊦ 略
別記第3号様式（第10条関係） 略 届 出 書 略 職氏名 _____ 略	別記第3号様式（第10条関係） 略 届 出 書 略 職氏名 _____ ㊦ 略
別記第4号様式（第13条関係） 略 贈 与 等 報 告 書 略 職氏名 _____ 略	別記第4号様式（第13条関係） 略 贈 与 等 報 告 書 略 職氏名 _____ ㊦ 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。